

令和5年4月27日

学生の皆さんへ

星 槎 道 都 大 学  
教学支援グループ 学務課

**【連絡】新型コロナウイルス感染症の対応等について（令和5年4月27日現在）**

令和5年5月8日（月）、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の位置づけとして、「5類」引き下げに伴い、基本的な感染対策は、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることとなり、政府対策本部や「基本的対処方針」が廃止される見通しとなっています。

本学においても、危機管理対策本部会議（令和5年3月13日開催等）にて、「危機管理対策ステージ」及び「新型コロナウイルスに感染した場合のフローチャート」の凍結や、学務委員会（令和5年4月24日開催）にて「学校保健安全法における学校感染症の取扱基準」での取り扱いを1種から2種へ移行し、出席停止期間等の内容を新たに定めるなど、都度対応策を講じて示してきましたが、あらためて別紙のとおり取りまとめましたので、学生の皆さんにおいては、ご理解・ご対応をどうぞ宜しくお願いいたします。

令和5年4月27日現在、日本国内で新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあります。

各地で対応策が緩和されてはおりますが、新型コロナウイルスが消滅した訳ではありませんので、引き続き、自助と周囲へ「感染させない」エチケットを意識して行動してください。

以 上

## 【別紙】

【連絡】新型コロナウイルス感染症の対応等について（令和5年4月27日現在）

### <感染予防等について>

以下については、感染対策を緩和し、個人の判断に委ねることとします。

1. マスク着用  
個人の判断に委ね、着用・着用しないの強制は行いません。
2. アルコール消毒  
学内各所に設定の消毒機器はそのまま設置し、継続して使用が可能です。
3. 換気  
授業等で、窓や扉を開ける換気対策の継続を推奨します。
4. 座席（ソーシャルディスタンス）  
着席不可のステッカーを剥がし、使用可能な座席を通常時へ戻し、収容定員どおりとします。  
（周辺の着席者との距離が気になる方は、各自で自席位置を調整願います。）
5. 飛沫ガードの設置  
教室等に設置の飛沫ガードは、一部を除き撤去します。
6. 会食  
飛沫の拡散による感染リスクを伴いますが、基本は個人の判断に委ねます。
7. 検温  
学内の各建物入口に設置のサーモ体温計は、通行の妨げにならない場所へ移動するので、各自で適宜利用してください。

### <感染した・疑い時の対応等について>

1. 大学への感染時等の報告義務について  
大学ホームページ内の感染フォーム入力等による報告は「廃止」します。  
ただし、自宅療養等で授業を欠席する場合、Microsoft Teams チャット機能等で担当教員へ連絡してください。
2. 感染した・疑い時の対応について
  - (1) 発熱等の症状がある場合  
登学を控え、医療機関等への確認・受診等を推奨します。
  - (2) PCR検査結果等により「陽性」の場合  
自宅療養等により授業を欠席してください。
  - (3) 濃厚接触者になった場合  
発熱等の症状がなければ、通学は可能とします。
  - (4) 療養期間について  
発症後5日間経過に加え、症状軽快24時間経過までは外出を控えることを推奨します。
  - (5) 講義の欠席処理について  
感染から回復後、診療明細書等の証明書を学務課窓口へ持参し、「講義欠席理由書」を記入・提出してください。
  - (6) 感染時の対応機関
    - ①「北海道 新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」  
連絡先：0120-501-507
    - ②「コロナ健康相談ダイヤル」  
連絡先：011-350-5877（毎日・9時～18時） 他

### <その他>

1. 変更に伴うアナウンスについて  
変更があった際は BIND.note 等で連絡します。
2. 政府等からの対応要請があった場合について  
コロナ禍の再拡大により、政府や北海道等から発出される要請に伴い、学生の皆さんに新たな対応のご協力をお願いする場合があります。

以上